

京都市土木事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第119号

京都市土木事務所長委任規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所長委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第17号中「第10条第2項」を「第12条の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)